

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第二十条 正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第十条第一項の規定により勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第二十二条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>(施行期日)</p>	<p>(前略)</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第二十条 正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第十条の規定により勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第二十二条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(後略)</p>

- 1| この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
| (港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2| 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成十二年港区条例第
| 三十六号)の一部を次のように改正する。
| 第二十条第一項中「第十条」を「第十条第一項」に改める。
| (港区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部
| 改正)
- 3| 港区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平
| 成十二年港区条例第三十七号)の一部を次のように改正する。
| 第五条第一項中「第十条に規定する勤務」を「第十条第一項に規
| 定する超過勤務」に改める。